

請負者等提出書類処理基準

昭和 60 年 2 月 22 日
杉建営発第 327 号

改正 昭和 62 年 6 月 11 日杉建営発第 81 号	昭和 63 年 3 月 30 日杉建営発第 383 号
平成 3 年 2 月 21 日杉建営発第 406 号	平成 10 年 7 月 10 日杉建営発第 95 号
平成 10 年 12 月 16 日杉建営発第 190 号	平成 13 年 3 月 30 日杉建営発第 160 号
平成 20 年 3 月 27 日杉並第 86881 号	平成 24 年 3 月 29 日杉並第 67756 号
平成 26 年 3 月 31 日杉並第 68709 号	平成 27 年 3 月 31 日杉並第 69323 号
平成 28 年 3 月 29 日杉並第 66528 号	平成 29 年 3 月 9 日杉並第 63705 号
令和元年 5 月 7 日杉並第 5335 号	令和 4 年 12 月 1 日杉並第 25974 号

(目的)

第 1 条 この基準は、杉並区工事施行規程（昭和 53 年杉並区訓令甲第 8 号。以下「規程」という。）第 18 条の規定に基づき、政策経営部において施行する工事に係る請負者及び設計等の委託に係る受託者（以下「請負者等」という。）の提出書類に関し、書類の様式等必要な事項を定めることにより、工事業務の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

(対象となる書類)

第 2 条 この基準の対象となる書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 工事請負者提出書類
- (2) 受託者提出書類

(処理経路)

第 3 条 請負者等からの提出書類は、監督員又は委託担当係員（以下「監督員等」という。）が受理する。

2 監督員等は、提出された書類の内容を点検し、速やかに所定の手続を行う。

(処理方法)

第 4 条 提出書類の部数及び記入上の注意事項等については、それぞれの様式に記載のとおりとし、提出された書類は、別表 1 及び別表 2 に従い処理する。

2 提出書類のうち別表 1 及び別表 2 に掲げるもの以外のものについては、原則として次のとおり処理する。

- (1) 3 部提出の場合

しゅん功届、しゅん功検査願、請求書に 1 部ずつ添付する。

- (2) 2 部提出の場合

起工書に 1 部添付する。他の 1 部は、支払関係にあつては支払関係書類に添付し、その他の書類にあつては監督員が保管する。

- (3) 1 部提出の場合

検査、支払関係にあつてはそれぞれ関係書類に添付し、その他の書類にあつては起工書に添付する。

3 前 2 項に定めるもののほか、特別な処理を必要とする場合は、それぞれの様式に記載のとおりとする。

(提出を要しない場合)

第 5 条 規程第 36 条に規定する軽易な工事については、工程表、主任又は専門技術者通知書の提出を要し

ない。

(様式を定めない書類)

第6条 様式を定めないものについては、次のとおりとする。

(1) 工程表

契約条項に基づく工程表の提出部数は2部とし、そのうちの1部を監督員が保管し、他の1部を工事現場に備え置く。

(2) 申請書

契約条項に基づく工期又は委託期間の延長申請書の提出部数は2部とし、処理方法は第4条の規定の例による。

(3) 前2号に定めるもののほか、契約条項、標準仕様書、特記仕様書、委託仕様書に基づき、必要がある場合において書面で提出することとされているものについては、その様式、提出部数は監督員等の指示によるものとし、その処理方法は第4条の規定の例により、その都度、工事主管課長が決定するものとする。

(部分払について提出書類の処理)

第7条 部分払がある場合の提出書類及びその様式並びに取扱いについては、「建築工事部分払事務処理要領・同細目」、「設備工事部分払事務処理要領・同細目」の定めによる。

(書類の様式等)

第8条 工事請負者提出書類の様式、部数並びに処理は、別表1のとおりとする。

2 受託者提出書類の様式、部数並びに処理は、別表2のとおりとする。

附 則 (昭和60年2月22日杉建営発第327号)

1 この基準は、昭和60年4月1日から施行する。

2 この基準による改正前の様式によりなした手続きその他の行為で、新基準に相当する手続きその他の行為は、新基準によってなしたものとみなす。

附 則 (昭和62年6月11日杉建営発第81号)

この基準は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則 (昭和63年3月30日杉建営発第383号)

この基準は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年2月21日杉建営発第406号)

この基準は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年7月10日杉建営発第95号)

この基準は、平成10年7月10日から施行する。

附 則 (平成10年12月16日杉建営発第190号)

この基準は、平成10年12月16日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日杉建営発第160号)

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月27日杉並第86881号)

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月29日杉並第67756号)

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日杉並第 68709 号）

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日杉並第 69323 号）

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日杉並第 66528 号）

この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 9 日杉並第 63705 号）

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 5 月 7 日杉並第 5335 号）

この基準は、令和元年 5 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年 12 月 1 日杉並第 25974 号）

1 この基準は、令和 4 年 12 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日前にこの基準の様式により提出された書類は、改正後の基準の様式により提出されたものとみなす。